

総合区素案に関する住民説明会

《港区》

■日 時：平成29年12月23日(土) 15:30～17:30

■場 所：港区民センター

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

港区長の筋原でございます。

(筋原港区長)

いつもお世話になっております。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の田中でございます。

(田中副首都推進局理事)

田中です。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の川平でございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

川平です。よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます、副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして筋原区長よりご挨拶を申し上げます。

(筋原港区長)

皆さん、こんにちは。港区長の筋原でございます。

皆様方には平素より市政、区政各般の推進に本当に格別のご支援、ご協力を賜りまして、心より厚く御礼を申し上げます。本日お寒い中、また、年末の大変お忙しい中、この総合区素案に関する住民説明会にお越しいただきましてまことにありがとうございます。

総合区制度は、大都市大阪府が抱えます課題の解決に向けて検討を進めている制度でございますが、今後の区のあり方に関する重要な内容を含んでおります。区民の皆様への行

政サービスに直結する事柄となります。そこで、総合区素案を取りまとめいたしました副首都推進局より区民の皆様方に丁寧に説明をしてもらうということで、本日この説明会を開催させていただきました。

説明の中には、いろいろな行政用語と分かりにくいところが多いかと存じますので、分からない部分につきましてはどうぞ遠慮なくご質問をいただきまして、ご理解を深めていただければ幸いです。

本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の田中より、説明会の開催趣旨を申し上げます。

(田中副首都推進局理事)

すみません、改めて副首都推進局理事の田中と申します。

本日は、祝日のお昼の時間帯にもかかわらず、この総合区素案の説明会に足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。

私の方から、こういった制度の、まず、背景みたいなことから少し説明させていただきます。

現在、大阪市と大阪府におきましては、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めておりまして、ことしの3月に副首都ビジョンというものを取りまとめております。そのビジョンの中の概要を少し説明させていただきますと、東京一極集中が進む中で、大阪が長期にわたって低落傾向が続いている反面、少子高齢化が非常に速い速度で進んでいるという現状がございます。

こうした課題の解決を図っていくため、広域機能と基礎自治機能の充実の取り組みを進めていく必要があります。こういった取り組みを制度面から支えるため、新たな大都市制度の検討を行っている状況でございます。

この新たな大都市制度として総合区という制度と特別区という二つの制度について検討を進めているところでございます。この両制度は全く違う性格のもので、その違いというのを十分ご理解いただきたいと思っております。

まず、総合区ですけれども、総合区は、今の大阪市を残したまま区のあり方を変えまして、区長や区役所の権限の拡充をして、できるだけ身近な区役所に仕事を移しまして、区長の権限で決められるようにしていこうという制度です。一方の特別区の方ですけれども、これは、大阪市をなくしまして、全く別な新たな自治体である特別区というのを設置するものでございまして、枠組みが大きく異なっております。

本日はこのうちの総合区の方ですけれども、総合区につきまして素案を作成いたしましたので、そもそも総合区とはどういうもので、どういう仕組みで、どのような制度なのかということを、後程資料を用いて説明させていただきます。

なお、本日説明させていただきます総合区の素案につきましては、現在、市会において議論が進められておりますので、今後の議会における議論によっては内容が修正されることがございますので、確定したものではございません。また、一方の特別区の方におきましては、大都市制度（特別区）設置協議会という場が設けられまして、現在この協議会と

いう場で素案の作成に向けた検討が進められておりますので、特別区の方は現在検討中ということでございます。

総合区、特別区のいずれの制度を選択するかにつきましては、市民の皆様にご判断いただくこととしておりまして、それぞれの議論を経まして、総合区、特別区それぞれの案を最終的につくっていく形となっております。

本日の説明会は、総合区素案の中身を説明するためのものですので、総合区、特別区いずれかの優劣をつけたり、いずれかを選択していただくというような趣旨で開催するものではございませんので、説明会の後ご意見を賜りますけれども、あくまでこの説明した素案の中身にかかわって分からない点とか疑問という点についてのご質問ということに限らせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

この後、1時間ちょっとを超える説明にはなりますので、少し長丁場にはなりますけれども、できるだけ分かりやすく説明に努めてまいりたいと思いますので、何とぞおつき合いよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局より約1時間ご説明を行います。

その後、皆様より説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の川平より説明申し上げます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

改めまして、副首都推進局制度調整担当部長の川平と申します。よろしくお願いいたします。

私の方から、このお手元のパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」、これに基づきまして、ちょっと1時間を超えたいと思いますけれども、お時間いただいてご説明申し上げたいと思います。できる限り丁寧にご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますけれども、ちょっと着席させていただいてご説明を申し上げます。

まず、この冊子の、資料の表紙をごらんいただきたいと思います。表紙の下に本資料の位置づけ等を記載しております。

本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに本説明会の資料として作成したものでございます。この資料でご説明します総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして、必要に応じて追加、修正されます。

また、総合区とは別に特別区の制度についても、現在、制度設計等の議論、検討が進められているところでして、最終的には総合区か特別区か、いずれの制度を選択するのか住

民の皆さんにご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページから2ページにかけて、見開きで「総合区設置後のイメージ」ということで記載をさせていただいております。見開きの左側でございますけれども、ちょっと画面が小さく見えますけれども、これが表紙です。次、ここが見開きになります。開いていただいたところ、1ページから2ページにかけまして、「総合区設置後のイメージ」ということで見開きで記載をさせていただいております。

見開きの左側でございますけれども、こちらには現在の大阪市のイメージを記載しておりまして、右側の方には、総合区を設置した場合大阪市がどうなるかというイメージをお示ししているものでございます。

現在の方から申し上げますと、左側ですけれども、大阪市長の下に局と24の区役所があるということを記載させていただいております。

局と申しますのは、大阪市全体を見通した施策を、例えば、保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織でございまして、我々の副首都推進局というのもその一つでございます。現在は、保健医療施策を担う健康局や社会福祉を担う福祉局など、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。

これに対しまして区役所というのは、よくご存じだと思うんですが、地域ごとの仕事を担うというものでございますので、現在の24行政区ごとに設置されておりまして、住民の皆様の身近なところで市民協働や窓口サービスを担っているというところでございます。

見開きの右側に移っていただきまして、総合区設置後にそれがどう変わるのかということに記載しています。

右側の中程には、八つの総合区役所と24の地域自治区事務所というふうになっていると思います。今般の総合区素案では、政令指定都市であります大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区にかえて八つの総合区を設置するということになります。さらに、一つの総合区には、地域自治区事務所を設置します。これは、総合区ごとに異なるんですけれども、2から4の地域自治区事務所がそれぞれ設置されるということになります。

総合区を設置すると何が変わるかということについては、主に記載していますのは、左上の局から右の中程へ向けた矢印をごらんいただきたいんです。

「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」と記載しています。矢印の先、右側、8総合区役所の下に記載しています、保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事ということでございます。これらは、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っておりますけれども、総合区を設置した場合には、より身近な総合区役所において総合区長が判断して実施するということになります。

総合区長の判断で行われる仕事が多くなるということでございますけれども、そうしますと、それに伴う予算も増やす必要がございますし、その仕事を行う職員もその分増やす必要があります。現在、局で持っている予算や職員を総合区に移すということになりますが、それらの考え方についても後程ご説明したいと思います。

一方で、左の24区役所のところをごらんいただきたいんですが、24区役所が担っ

ている仕事については、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま右横への矢印で、「住民の皆さんへの直接サービスは、24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の総合区の中の24の地域自治区事務所の下に記載しています、例えば、住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位でそのまま行うということになります。

さらに、その右側の枠をごらんいただきたいんですけれども、右側に、「地域の実情に応じた施策の実現」と記載しているところがあると思います。そちらの方に3点記載させていただきます。

総合区では、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うとともに、施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みも構築します。繰り返しになって恐縮ですが、ここまでをまとめますと、総合区を設置することによりまして、住民の皆様の方の身近なサービスについては今より身近な地域において判断するというふうになります。それぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を移して、総合区において判断して実行していく。そして、そのために必要な組織や予算の仕組みなども整備するというのが総合区を設置することになります。

2ページの上の方に記載をしています、総合区設置後の市長の図の横の括弧をごらんいただきたいと思います。

括弧の中に、住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移管しますが、大阪市という枠組みは残るので、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり大阪市長が大阪市全体の視点から行います。

この見開きでは、総合区設置によって何がかわるかということの大きなイメージについてご説明いたしました。詳しくはこの後、それぞれの項目ごとにご説明してまいります。

3ページをお開きください。

目次を記載しています。

本日は、この目次に記載しています総合区素案の内容というところの1から12の項目、それから、各総合区の概要についてご説明を申し上げます。

なお、一番下の枠囲みに記載しておりますように、本資料でお示ししていますコスト、組織、予算等の数値につきましては、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置や名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としているところでございます。

4ページの方をごらんください。

1番、副首都・大阪の確立に向けた取り組みでございます。

大阪市では、現在大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めていますが、それを制度の面から支えるものとして、総合区などの制度改革が必要と考えているものでございます。その考え方をこのページではあらわしているということになります。

上段の「大都市・大阪が抱える課題」というところからご説明申し上げます。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、大阪府、大阪市において一本化した成長戦略により、経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、また、地方分権改革は道半ばであることなどを課題としてお

示しております。

なお、この中で申し上げました成長戦略というのは、産業振興や人材育成などによりまして経済成長等という目標を定めて、それをめざす大阪府と大阪市の共通の長期的な方針というものがございまして、そのことを指しております。

こうした課題の克服に向けまして、中程の記載ですけれども、「日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル」というところがあるかと思います。

このポテンシャルというのをご説明しておきますと、潜在的な能力といった意味で使わせていただいております。

その中で記載をしていることですが、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること、それから、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じて日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして、矢印の下になりますけれども、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向けまして、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下に記載しておりますように、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であると考えているものでございます。

次の5ページをお開きください。

2番、副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革というふうに記載をしております。

ここにお示しをしておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考えているものでございまして、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区、それぞれについて制度案を作成することとしております。

なお、広域機能、基礎自治機能というのが少し分かりにくいかと思いますので、簡単に申し上げますと、広域機能というのは、例えば先程申し上げました成長戦略でありますとか、広域交通網をはじめとする都市機能の整備などを担う役割のことを指します。

これに対しまして、基礎自治機能というのは、より住民に身近なサービスの提供などを担う役割のことを指します。

一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能を担っているというのは県になります。基礎自治機能を担っているのは市町村という関係、役割分担になります。

大阪市の場合は、政令指定都市ということでございますので、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も担っているということで、両方の機能を持っているのが現状でございます。

こういうこともございまして、その中程に記載をしています表のところをごらんいただきたいんですけれども、「現在の制度（行政区）」というところの広域機能の欄に記載をしているんですけれども、現在はこの広域機能については、大阪府知事と大阪市長が副首都推進本部会議において協議・調整を行っているというのが現状でございます。

こういった都市機能の整備を進める広域機能の強化と、地域ニーズに沿って身近なサー

ビスを提供する基礎自治機能の充実と、この取り組みを制度面から推進するものとして、二つの制度を検討しているということでございます。

一番下に二つの制度をお示ししています。一つが指定都市制度における総合区制度、もう一つが特別区制度と、この二つの検討を進めているというものでございます。

その下の表のうち、基礎自治機能について申し上げますと、表の左側なんですけど、総合区制度の場合は、政令指定都市である大阪市が存続するということになりますので、今の大阪市長、大阪市の会のもとで行政を展開するという仕組みになります。

その中で総合区長の権限を今よりも拡充するということになりまして、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方で、予算編成や条例提案など大阪市全体に関することは大阪市長が引き続きマネジメントするということでございます。

これに対して特別区制度ではどうなるかといいますと、大阪市は廃止するということになります。そのかわりに、新たに基礎自治体として設置される特別区ということになりますので、特別区では選挙で選ばれた特別区長や区議会も設置して、そのもとで行政を展開するということになります。特別区長は予算編成や条例提案、これも行うということになりますので、それを通じて区政をマネジメントするということになります。

両制度における広域機能がどうなるかということですが、広域機能については、総合区制度では、現在の制度と同様なんですけれども、大阪府知事と大阪市長が副首都推進本部会議において協議・調整して、方針を決定するという形になります。

これが特別区になった場合には、大阪府に広域機能は一元化するということになりますので、大阪府知事が方針決定していくということになります。そういったことがここに記載させていただいているというものでございます。

ここまで、総合区・特別区両制度の違いなどについてご説明を申し上げました。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

6 ページ、3 番、大阪市における総合区制度をご説明申し上げます。

今申し上げた二つの制度の中で今日は総合区についてご説明を申し上げるということで、大阪市における総合区制度、どういうものを考えているかというところなんですけれども、まず、総合区設置により大阪市がめざすものとしまして2点挙げております。

住民自治の拡充と二重行政の解消という、この2点になります。

まず、左の方に記載をしています「住民自治の拡充」の欄をごらんいただきたいと思います。住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、これを構築します。さらに、総合区政会議や地域協議会を設置することなどによりまして、住民意見を反映するための仕組みを構築してまいります。

次に、右側の「二重行政の解消」なんですけれども、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、大阪市長は大阪市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組みまして、大阪府・大阪市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行っていくということにしております。

次に、総合区の仕事と区数についてご説明します。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。

なぜバランスを考慮する必要があるのかということなんですけれども、身近な総合区に仕事を移すと申し上げておりますけれども、その移す仕事が多ければ多い程、そのための職員も総合区に移す必要が出てまいります。その際に、現在本庁の局1カ所で担っている仕事を複数箇所の総合区で分散して担うことになりますので、仮に24区に分散するとした場合には、1カ所が24カ所になるということで、そのための職員を24倍とは申しませんが、必要な事務を行うための職員を相当数増やす必要が出てまいります。つまり、区数が増えるとコストが増えるということにつながるということでございます。

このため、総合区に移す仕事を考えると同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模、区数を考える必要があるということでございます。これが両方のバランスをとって考える必要があるということでございます。

「総合区の区数」の欄に記載しています「効果的・効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要」であるとか、「体制整備に必要なコストを抑制」というふうに記載していますのは、こうした考えを述べているものでございます。

なお、左側の「総合区の仕事」という欄があると思うんですけれども、ここで「一般市が行う仕事をベース」というふうに書いてございますけれども、ここで申し上げます一般市の事務というのは、例えば近隣で申し上げますと松原市でありますとか門真市でありますとかいった市が行う事務に近いレベルを総合区が担うということを意味しています。

こういった考え方によりまして、下段に記載しておりますように、住民に身近な行政サービスとそれに見合った体制整備を総合区で行うこと、あわせて大阪市トータルの職員を増やさずに現行職員数の範囲内でコストを抑制していくという観点から、8区へ合区することが必要と考えているものでございます。

なお、8区に合区した場合でも、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置するというものでございます。

このページの説明は以上でございます。

7ページをお開きください。

4番、総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についてご説明します。

まず、区割りにつきましては、7ページの上段に記載をしておりますように、①から⑤の五つの具体的な視点に基づいて策定をいたしました。①から申し上げていきますと、各総合区における将来人口——将来人口というのは平成47年で考えておりますけれども、これを30万人程度というふうにするということと、各区の間の人口格差が最大2倍以内におさまるということ、これが①の考え方です。

これをはじめとしまして、②ですけれども、地域コミュニティを考慮して、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③として住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④ですが工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤ですけれども防災上の視点についても考慮すること、以上の五つの視点に基づいて策定をしております。

その下の地図では、この考え方に基づく区割りと総合区役所の位置をお示ししています。

なお、本資料で示しています区名、ここでは第一区から第八区というふうに記載していますが、この数字はあくまでも仮称でございます。決まったものではございません。北に位置する区から順番に一から八まで番号をつけさせていただいています。仮称ということでご理解いただきたいと思います。

この港区につきましては、福島、此花、西淀川と合区をする区割りになっておりまして、ここでは仮の名称として第三区ということにさせていただいています。

8 ページをごらんいただきたいと思います。

総合区役所の位置なんですけれども、この総合区役所については現在の区役所の庁舎から選ぶということにしています。具体的には、その選定する際に考慮すべき条件として3点をまず考えています。1点目が、住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離で考えております。2点目なんですけれども、交通の利便性と、これは現在の区役所の間の移動による所要時間で見ております。三つ目なんですけれども、地域における中心性ということで、これは現在の区の間での移動人数というのをカウントして見ております。

以上の3点から見て、現区役所の庁舎をそれぞれ点数化して、評価を一旦しているというものです。この点数が多い区役所庁舎を優先としながら、それだけではなくて、それぞれの庁舎面積も勘案させていただいています。新体制で必要となる面積というのを一定考えまして、それを満たすかどうかの充足状況、庁舎面積として満たすかどうかというのを一旦見ると。あるいは、近隣に市有施設があるかないかといった状況などを勘案して、トータルで総合区の庁舎を選定しているものでございます。

その結果は、ページの中程、選定庁舎の表に記載をしております。第一区の淀川区役所から第八区の平野区役所まで記載の通りということなんです、港区が含まれます第三区は、現在の福島区役所を総合区役所の庁舎とする予定としています。

なお、表の下、欄外に記載しておりますけれども、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い変更する可能性があります。

なお、繰り返しのご説明になりますけれども、住民の皆様の利便性を維持するべく、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置して、窓口サービス等の事務は継続して実施するというものでございます。

続きまして、下段の区の名称についてご説明いたします。区の名称は、方位や地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考えとしまして、総合区設置が決定した後、実際に総合区を設置する日までの間に、住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めるというふうにしております。

なお、今回の総合区の区割りにについては合区を伴いますので、現在の区名が変わる区も出てくるかと思えます。これにより住居表示が変更される可能性はありますが、その際には住民の皆さんへの影響を最小限とするように関係機関と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

ここまで、区割りや総合区役所の位置等についてご説明いたしました。

次に、9 ページをお開きください。

9 ページ、10 ページで、5 番、局と総合区・地域自治区の主な仕事についてご説明いたします。

9 ページの上段なんですけれども、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容

についてお示ししています。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加えて、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等の仕事は今までどおり大阪市長が全体の視点から行うということになります。

これらの内容について図で示したものが下の図ということになります。この図の左側で現在の大阪市というところなんですけれども、ここで局と区役所の仕事の役割分担を記載していきまして、現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字のところをごらんいただきたいんですけれども、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対して、総合区設置後は右側になるんですけれども、白抜きの文字で「総合区設置後の大阪市」と書いているかと思うんですが、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と8総合区で実施する仕事に分けて示しています。さらに、総合区の中で、総合区の仕事については、8総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けてお示ししています。

図の左上をもう一度ごらんいただきたいんですが、局が実施する仕事に二つの枠囲みがあって、その上の方の枠囲みなんですけれども、大阪市全体の観点で実施する主な仕事なんですけれども、条例の提案や規則の制定、予算編成などを記載しています。

これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、総合区を設置しても引き続き市役所の本庁舎など各局で実施するというようにしております。

左側二つ目の枠囲みには、現在局が実施している市立保育所の運営など六つの仕事を例示しております。これは、総合区設置後にはこれらの仕事については8総合区へ移管するというようにしておりますので、右側の矢印の先、図の右側なんですけれども、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事という枠囲みの中にお示しをさせていただいています。

左側の下段なんですけれども、現在の24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへ直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事があります。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事につきましては、住民の皆さんに身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、右側の一番下に記載していますように24の地域自治区で実施としておりまして、これまでどおり継続して実施するというものでございます。

また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事については、総合区としての政策企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて8総合区で実施することと考えています。

10ページに移りまして、総合区の主な仕事と期待される効果についてご説明します。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活といった四つの分野を例示として上げて、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や職員を

重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。

縦の欄には四つの分野を記載しています。横の欄にはそれぞれの主な総合区の仕事と期待される効果ということで、表にまとめさせていただいています。

まずはこども・子育て支援から申し上げますと、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校などで実施しています児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることによりまして、表の右側の「期待される効果」の欄にお示ししていますが、待機児童の解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の特性に合わせた施策の実施が可能になるのではないかというふうに考えているものでございます。

なお、この表の中で「総合区の仕事」の欄におきまして、白抜きの点線囲みでそれぞれ記載している部分があるかと思えます。例えば保育所の入所決定や保育料の徴収といった記載ですけれども、これらについては現在、既に24の区役所で実施している仕事を、総合区でも引き続き実施するということをお示ししています。

次にその下の福祉のところをごらんいただきたいのですが、老人福祉センターの運営などを総合区の仕事とすることによりまして、「期待される効果」の欄にお示ししていますが、例えば老人福祉センターの運営においては、センターの指定管理者の公募に当たりまして募集条件に地域における身近な福祉施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかということを考えております。

さらにその下、まちづくり・都市基盤整備のところですが、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることによりまして、道路の日常管理や公園利用の支障となっている樹木の剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかということを考えているものでございます。

一番下の住民生活のところですが、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることによりまして、指定管理者の公募に当たって地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと考えているものでございます。

10ページの説明は以上でございます。

11ページをお開きください。

このページ以降、6番、期待される効果として、局から総合区へ移される主な仕事について、例示なんですけれども、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかということを、これまでの説明と重なるところもあるんですけれども、イメージ図を用いて具体的にお示しをしています。

ページの上段には現在の状況というのを絵柄でお示しして、矢印があって、その下段には総合区を設置した後になくなるかということを、イメージでお示ししています。

イメージ①の保育所の設置認可からご説明申し上げます。

まず上の図なんですけれども、現在のところですが、保育所の設置認可につきましては、現在は、①から③まであるんですけれども、保育所の数など、①整備計画を策定して、保育所の開設場所など地域の決定のために、②で地域調整を行って、③で事業者の決定をして、その後、開園ということになるんですが、現在はこの流れの中で区役所では②の地域

調整を担っているということになります。

総合区を設置した場合には、それが下の図の点線囲いの中にお示しをしていますように、①の整備計画の策定や③の事業者の決定といったこれまで局がやっていた事務も含めて、一貫して総合区役所が判断して実施できるようになります。これによりまして総合区長の判断のもと、地域のニーズを踏まえながら保育所の、例えば開設時期や定員などの条件について募集要件を設定するといったことが可能となるというものでございます。

これまで以上に地域の特性を踏まえた待機児童対策が、期待できるのではないかと考えているものでございます。

なお、この図の中で中央の矢印の右下に括弧書きで記載をしていますが、予算の編成や条例提案など大阪市全体の観点で実施する仕事については、大阪市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。

イメージ②として道路・公園の維持管理についてお示ししています。

上の段の現在のところから申し上げますと、現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所なんですけれども、こういった工営所や公園事務所を所管しているのは局になります。なので、区役所で相談や要望を受け付けた場合であっても、別の組織である局との調整を行って対応していくということが必要になっております。これが現在です。

それが総合区を設置した場合には、下の図に移るんですけれども、住民の皆様にも身近な生活道路や小規模公園については、局が実施しています維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すということになります。工営所や公園事務所が総合区の所管になるということです。これによりまして住民の皆さんから総合区役所で要望を受けた場合、総合区がワンストップで判断して、これまで以上に地域の実情を踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかと考えているものでございます。

13ページをごらんください。

イメージ③として、放置自転車対策について記載しています。先程のと同じような構図なんですけれども、放置自転車対策につきましては、現在放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応するのは工営所なんですけれども、工営所を所管するのは現在は局になりますので、区役所で要望を受け付けたとしても別の組織であります局との間で調整が必要になるということになります。

これが下の図ですけれども、総合区設置後には、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所の所管とともに総合区に移すことにしています。このため住民の皆さんからの要望に対して、総合区役所がワンストップで判断できるようになるということから、例えば地域のニーズを踏まえて放置自転車の撤去をする回数や時間帯の見直しなどを総合区長が判断して、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかとこのように考えております。

次の14ページをごらんください。

イメージ④スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について記載をして

おります。

まず上の図の現在なんですけれども、住民の皆さんから、例えば体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しましては、今は担当局において大阪市全体を見渡した観点で24区の体育館などの施設を一まとめにして対応方針や方法について、優先順位を決定しながら対応していくというのが、現在の絵姿になります。

総合区設置後には、下の図に記載していますように、これらの市民利用施設等に関する相談の受付から対応まで、これを総合区が担うということになります。これにより総合区長のマネジメントのもと、これまで以上に地域や利用者のニーズに応じたサービスを提供できるのではないかとこのように考えております

15ページをお開きください。

イメージ⑤住民の皆さんに身近な施策の充実というふうに記載しています。

上の段の現在のところなんですけれども、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしいとか、施設の利用時間を延長してほしいでありますとか、施設へいく移動手段を増やしてほしいといった住民の皆さんに身近なサービスについての要望などを区役所がお聞きをしたとしても、現在、区役所がみずからの判断で決定できないことというのは結構あります。この区役所が関係する局に今は要望を調整して、その事業を担当する局が事業や対応の内容を決定しているというのが現状になります。

また、今の区役所では、事業を実施するための予算や職員の体制には限りがありますので、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分対応できていない場合もあるかと思えます。

これが総合区設置後にどうなるかといいますと、下の図に記載していますように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限は総合区に移すことによりまして、総合区において地域のニーズを踏まえて必要であるというふうに判断されるサービスを、総合的に調整・検討するということで、その上で総合区長が判断して実施することができるようになります。これによりまして総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮して、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域のニーズを反映した行政サービスを提供できるのではないかとこのように考えているものでございます。

ここまで期待される具体的な効果についてご説明を申し上げました。

16ページをごらんください。

7番、総合区政会議、地域自治区・地域協議会についてご説明します。

今般の総合区素案では、現在の24区を8区へ合区するというふうにしております。これに対しまして住民の皆様には、育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかなどといった合区に対する不安感があると考えられます。これを踏まえまして、その対応について記載しているのがこのページになります。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置いたします。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置いたします。

中程の記載の左の方、「総合区政会議」という枠組みがあるかと思えます。

総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民が意見を述べ、総合

区長が区政に反映するということを目的としまして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置いたします。その下の枠組みなんですけれども、「地域協議会」と記載していると思います。地域協議会については、地域自治区の事務などにつきまして、市長、総合区長などから諮問を受けて、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、大阪市長、総合区長はこれに対して必要に応じて適切な措置をとるということになっております。

右側にはこれら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししています。このページでは総合区政会議、地域協議会等についてご説明いたしました。

17ページをお開きください。

8番、総合区の組織体制についてご説明します。

ページの上段にお示ししていますように、組織体制におきましては2点を基本的な考え方としていまして、1点目、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築、これと2点目ですけれども、総合区長の組織マネジメント力の強化、これを実現するために主に三つの観点から体制整備を行ってまいります。

その三つの体制整備なんですけれども、一つ目申し上げますと特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長とは違ひまして、副市長と同じ特別職ということになります。このため副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目なんですけれども、総合区の政策企画機能の強化のため、部長級による部制を導入します。

総合区ではこども・子育て支援をはじめとして、より大きな権限に基づいてきめ細やかな行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置して、各部長のもとでそれぞれの分野における政策企画機能を強化するというふうに考えております。それによって、総合区に期待される役割を実現していくというものでございます。

三つ目ですが、総合区の組織として、地域自治区事務所の体制を整備するというものです。これは今の24区役所の単位で、窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくためという趣旨によるものでございます。

このページの下段では、こうした体制整備を踏まえまして総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししています。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24区役所庁舎を活用して設置することとしています。このため24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は、総合区役所の中に設置されるということになります。八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区内に設置される地域自治区事務所を統括する権限、役割も担います。そのための組織としまして、イメージでお示ししていますように、総合区長のもとに局長級の副区長をまず設置して、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置することとしています。

一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや地域コミュニティを維持して、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担う

ということになります。そのための組織体制として、地域自治区事務所では地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置することとしております。

なお、この組織体制はあくまでもイメージでございまして、総合区設置後には、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できるという旨を記載させていただきます。

18ページをごらんください。

上段の「職員の配置（イメージ）」というところがあるかと思います。

仕事を局から総合区に移すのに伴いまして、総合区の方へ職員も移るということになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとして記載したものがここになります。

左側に、「現在（平成28年度）」と記載をした棒グラフがありますけれども、平成28年度現在ではどうなっているかと言いますと、局で1万1,600人、24区役所では4,800人というのが職員構成になっています。総合区設置後どうなるかというのは、その右側なんです。棒グラフをごらんいただきますと、局が9,400人、8総合区が7,000人という構成に変化しております。すなわち局から総合区にはおよそ2,200人の職員が移管されることになります。

大阪市トータルの職員数は、それによって増減、どうなっているかということなんです。これは現在も総合区設置後もトータルでは1万6,400人と記載をして、変わっておりません。トータルの職員数で見た場合には、職員数を増やすことなく概ね今の職員数の範囲内で、組織体制が整備できるというふうに見込んでいるものでございます。その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳を記載しています。このうち局の所管である工営所、公園事務所、保育所というのは、そういった事業所ごとそれぞれの地域の総合区へ移管するというようになっております。これらの事業所の分を除きますと、事務の移管に伴って230人の職員が局から総合区へ移管されるということになります。

そのページの下段に（参考）ということで、部門別の職員数と主な事務内容というふうに書いてございます。ここでは「①総合区役所」については、総合区役所と総合区役所内に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して記載をしております。それと主な事務の内容についても記載をしています。

例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、あるいは地域のまちづくり等の事務を担いますけれども、1区当たりの平均の職員数というのは74人程度の職員配置を予定しております。下段の方の、②の地域自治区事務所は、総合区役所とは別の場所に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容をお示ししているものでございます。

ここまで組織体制についてご説明いたしました。

19ページをお開きください。

19ページ、9番、総合区の予算の仕組みでございます。

総合区に権限を移して事務を行うには予算が必要になります。そのお金をやりくりすることを財務マネジメントと、ここでは申し上げておりますが、総合区長が財務マネジメントを発揮するために2点基本的な考えを記載しています。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを

構築すること、これが1点ですね。もう1点が総合区長が大阪市長と施策方針を共有できる仕組みを構築すること、この2点を基本的な考え方としております。具体的なマネジメントの内容としまして、総合区長の自律性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②ですけれども予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③ですが予算を見える化することによって、拡大する総合区予算についての説明責任を果たしていくというふうに考えております。

まず、①の総合区長が直接マネジメントできる財源の充実から具体的にご説明したいんですが、次のページにいて20ページの上の方にイメージ図があると思います。20ページの上の方のイメージ図をごらんください。

これは総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかということであらわしているもので、平成28年度当初予算の金額で仮に試算を行っているものでございます。左の現在の24区のところでは、区長が関与できる予算としまして、まず直接マネジメントできる区予算というのが約82億円あります。これに加えて、各局で予算計上して、区長がCM、このCMというのはシティ・マネジャーということなんですけれども、シティ・マネジャーとして間接的に関与できる区CM予算というのがございますが、これが別に約159億円あるというのが現在になります。

これに対しまして総合区設置後はどうなるかというのは右側の記載なんです、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増えることになります。さらに局から区に予算を配付して、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算というものについても約58億円を見込んでおります。このイメージ図なんですけれども、念のために申し上げておきますが、左と右でそれぞれの金額を合計していただいても左と右では同額にはなりません。これは大阪市全体の予算の中で、区に関する部分のみを切り取って記載をしていることによります。大阪市全体の予算の中では、区に関する予算が総合区設置後は増えるということになることによるものです。

19ページに戻っていただいて、中程の上から三つ目の枠の①をごらんください。今申し上げましたように総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。その次なんですけれども、インセンティブ制度というふうに書かせていただいておりますが、現状でもあるんですが、区が土地売却や広告収入など、独自の努力により獲得した財源は、区の支出に使えるというのをインセンティブ制度というふうに言ってるんですけれども、このインセンティブ制度については総合区になっても同様に、このインセンティブ制度を活用して、確保した歳入は総合区の財源として活用してもらうということになります。

このように総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開によりまして、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細やかで特色あるサービスの実現が期待されるというふうに考えているものでございます。

20ページ中程に飛んでいただいて、「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上は行政区長が予算編成に意見を言える仕組みになっていないのに対して、総合区制度という場合には、法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というのがあります。これは大阪市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民ニーズ

をより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れていこうとするものでございます。総合区長が市長や副市長と意見交換する仕組みを整備して、各局が所管する仕事のうちで、住民に密接にかかわるものは、この意見具申の対象とするということになります。

具体的な仕組みとしましては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見を交換する場を設けます。ここでは仮称ですが、サマーレビューということを設定するというふうに書いています。これは予算を策定する前に、夏に事業検証を行うことが多ございますので、ここでは仮称としてサマーレビューというふうに設定をしているものでございます。そのほか戦略会議など大阪市の方針策定の場合も総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに予算編成段階においても直接説明する場などを設定するなどしてまいります。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるように、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくということをお示ししています。

こうした取り組みを行うことによりまして、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えています。

ここまで総合区における予算の仕組みについて、ご説明しました。

21ページをお開きください。

10番、総合区の財産管理についてご説明します。

住民の皆さんに身近な財産に関する管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は大阪市長に残ることとなります。

総合区長が管理する主な施設の表をごらんいただきたいと思います。

現在、財産に係る管理権限がどうなっているかというのは、表の左端をごらんいただきたいんですが、左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」という区分があると思います。この表の点線から上の部分は局長、下の部分は現在の区長が管理する施設を例示しているものです。これで見ますと、現在は区内の多くの施設を各局長が管理しているということになります。これが総合区設置後どうなるかというのは表の右端に矢印で「総合区長が管理」と記載してありますが、濃いグレーの網掛けで示している施設は、総合区長が管理することとなります。子どもや福祉をはじめ各分野において住民の身近な施設は総合区長が管理するということになります。

表の下をごらんください。下向きの矢印に効果と書いてございますけれども、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することによりまして、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えているところでございます。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載しています。

総合区の財産管理については以上でございます。

次に、11番、総合区設置に伴うコストについてご説明します。

コストにつきましては、本素案を作成した時点の前提条件に基づき、試算をしております。これによりまして、総合区設置に伴って、一時的な経費として発生するイニシャルコ

ストは約62.7億円というふうに見込んでおります。また、総合区を設置した後に増加する経常的な経費というのでも試算しておりまして、ランニングコストなんですけれども、これは約9,000万円と試算をしております。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務移管等に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、そのほか区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などがコストとしてかかるというふうに考えております。

総合区設置に伴うコストについては以上でございます。

22ページをごらんください。

12番、総合区設置の日についてご説明いたします。

総合区設置の日につきましては、次の3点を前提として検討いたしました。すなわち1点目が住民サービスに支障が出ないこと、2点目が十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、3点目ですけれども、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であること。こういった3点を前提として検討いたしまして、総合区設置が決定してから約2年後を目途としているところでございます。

総合区設置の日についての考え方は以上でございます。

その下には、参考資料ということで二つの資料を載せさせていただいています。一つ目が大阪市と人口100万以上の政令指定都市の区数などを比較したものになります。その下は大阪市の現在の24区の人口と面積を表として記載をさせていただいています。

次の23ページ以降については、8総合区それぞれの人口、面積、市民利用施設といった概要や産業等の特徴をお示ししているものでございます。きょうは時間に限りもございまずので、港区に関するページをごらんいただきたいと思います。25ページになります。

25ページに、福島区、港区、西淀川区と合区した後の仮称ですけれども、第三区の概要をまとめています。第三区の概要を申し上げますと、まず人口の欄なんですけれども第三区としての平成27年人口を見ますと31万6,665人ということになっております。将来人口なんです、その二つ右に平成47年の将来推計人口を載せてますけれども28万6,901人と見込んでおります。第三区の特徴というのを、右下の欄に記載をしています。特徴を申し上げますと、U S J、海遊館等の集客施設のほか、福島地区や「ほたるまち」などの商業地を有している。工業従事者が多く工業出荷額や工業地域割合が大きい工業・港湾エリアであり、夢洲地区は現在誘致が進む2025年日本万国博覧会の開催が計画されています。ベイエリアでは夢洲においてM I C E機能や国際的なエンターテインメント機能等を備えた国際観光拠点形成に向けた取り組みが計画をされています。また舞洲においては、大阪を本拠とするプロスポーツチームの活動拠点を核としてスポーツアイランドが形成されているところです。こういった特徴を記載しているところでございます。

以上、総合区の概要の事例として、第三区についてご説明申し上げます。

私の説明は以上でございます。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質問応答に入ります前にご留意いただきたい事項が4点ございますので、お聞きください。

一つ目は、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないものや政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますのでご容赦願います。

二つ目は、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただき、私の方で指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。ご発言の際は着席、座ったままでご発言いただいて結構でございます。

三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つで、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に四つ目として、司会者の指名を受けてない方のご発言、あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様からのご質問をお受けしたいと思います。

それでは、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

では、こちら右のブロックの最前列の方。

(市民)

総合区で保育所の運営とかするということですけど、今は大阪市24区一緒に市がやってるので、港区の住民の方でも勤務先が北区の方やったら北区でも入れることになってるんですけど、こういうようになると利用できないということもありますし、港区、区政会議ですごい山積してる問題がいっぱいあったのに、総合区になっていくと問題がだんだんだんだん削られていくというのと、大阪は副首都になってるんでしょうかね、日本で、国会で決まったんですかね。すみません、幾つか。

(司会)

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

(田中副首都推進局理事)

保育所の方は措置という形でありますので、居住区を越えてもその措置という対応は変わりません。これというのは、保育所整備にかかわって、保育所を運営する許認可を市で持った方がええんか区が持っていていいかということで、できるだけ区に移した方が事業者との調整で整備が進むであろうということです。措置の部分にまでは影響ございません。

それから、副首都については、現在、こういった、めざして取り組みをしてるということです、何か外形的に副首都化したということではございません。

(市民)

まだ……

(田中副首都推進局理事)

今、副首都をめざしていろんな取り組みをしていこうというところがございますので、大阪がいろんな取り組みをして、日本全体から見た時に、いろんな副首都としての機能を備えてるやろうというようなことが評価できるよう努力してるというところがございます。

(市民)

保育所の運営に関わりましてね、ほんまに命にかかわることなんでね。

(司会)

すみません、ちょっと。

(市民)

小さい総合区ではできません。

(司会)

はい。

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、真ん中のブロックの4列目のグレーの。

(市民)

すみません。きょうの総合区のお話お聞きしまして、これをやったら総合区長間の予算の奪い合い、そして24区の地域協議会、これが予算とセットになってないので、総合区の中で今度例えば福島区と港区の住民の要望がぶつかり合って住民同士の戦い、そういうのが予想されるので、ちょっとこれまだ詳しく聞いてないんであれなんですけど、問題がある制度と私はきょうお聞きして思ったところなんですけども。

それで、特別区の住民投票というのも政治日程にあると思うんですけども、もし、総合区は議会だけでの議決で決まりますので、これが通れば特別区の何年後かの住民投票、特別区か総合区かの選択になる訳ですよ。今の現状の大阪市の制度に戻ることはできなくなると思うんですけども、私としては今の、仮に2年後か3年後か分かりませんが、特別区の住民投票という場合には、今の大阪市、もとに戻すという、そういう選択肢も、もしこの総合区が通れば選べるようなものにできるのかどうかというのをお聞きしたいんですけども。

(司会)

ありがとうございます。

(田中副首都推進局理事)

予算の方は後にして、先、特別区と総合区の関係みたいなんですが、もう一度、ご存じですけどちょっと言うと、総合区は、確かに仰るように行政がまず総合区に関する条例案というのをつくって市会にご提示して、市会でご議論いただいて市会が議決、いわゆる可

決、マルということになれば総合区という形になります。ですので、ここには住民投票というプロセスは関係ありません、総合区については。

特別区については法律で移行期間とか移行手続が定められてまして、特別区設置協議会というのでまず特別区設置協定書というのをつくり上げて、そこで協定書がつくられれば府議会の方と市会の方にそれぞれ協定書が送られて、両議会で、それぞれの議会でマルとマルをもらえばはじめて住民投票という手続に移行して、住民投票で賛成が反対を上回ればマルということになって特別区に移行という形になります。

ただ、今、特別区か総合区かを、いずれかを決めていただくという形で、どういう形で選択していただくと、どのタイミングでどう提示するかというのはまだ検討中ですので、きょうはまだ検討中としかお答えできません。特別区になれば法律上戻することは今のところ制度的にはございません。総合区になれば、今回、総合区という条例を出しますので、また次違うもし行政区に係る……

(市民)

総合区に決まった場合を聞いてるんです。

(田中副首都推進局理事)

ええ、総合区になれば、今、総合区の条例出しますので、これあくまで大阪市における行政区の決め方の話ですので、総合区に移行した後、また違う行政区の割り方、考え方がなって、そういう議論があって出て、条例という形でもう一回区の形を変える条例を出して、議会でマルになったら新しい区の形になります。

(市民)

それは、24区の……

(司会)

すみません、ちょっとマイクを。

(市民)

結論として総合区になった場合の住民投票の時のことを、私、心配してるんですよ。もとの大阪……。すみません、ありがとうございます、手続は……

(田中副首都推進局理事)

ご存じ。

(市民)

はい。いや、詳しくは分かりませんが、仮に総合区が通って実現して、その後、特別区の住民投票になった場合に、その選択肢として今の大阪市の制度に戻るということができるのでしょうかという。

(田中副首都推進局理事)

分かりました。そこが、今、どのタイミングで総合区の条例を市会に提示して、こちらの特別区の協定、法定協議会の進行状況を見ながら手続とるかというのはまだちょっと検討中ですのでそこは、そもそもの段階で総合区の条例を出してどうするかというのはまだ検討中ですので、ちょっときょうそこまではお答えすることができません。

もう一個の予算の部分について最初のご質問ですけど、特別区間で予算がとり合いになるのではないかとということですけど、それは、予算編成というのはあくまで市長が権限持ってますので、時期が来れば各区長さんが来年はこういう事業をやりたいということで、市長とかに予算要求の時期になったらこういう予算を確保したいという形でアピールというか予算調書を作成されますので、その時に、この事業が合理的、あるいはこういうことがええなということやったら市長がやはり判断するということで、とり合うというよりも、やはり施策をちゃんとして、こういう、具体的に根拠して、それはいい政策やなというたら市長が選ぶということになります。それから、そうして決められた特別区の中に、今度区間でどう配分するんかという部分では、総合区政会議というのを一応考えておりますので、総合区政会議は旧のいろんな区の人からメンバーとして集まってからで、そこで議論していただく形になるので、その時も、確かにやっぱり旧でいうこの行政区につけてほしい、この行政区につけてほしいというご議論はあると思いますけど、それはちょっとその時の区政会議を踏まえながら区長さんがご判断いただくということになろうかと思います。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら左ブロックの4列目のそちら。

(市民)

すみません。きょうは行政の方がご説明ありますんでね、これ政治的な問題と絡んだ場合は質問を受け付けないと、こういうお話ではあるんですが、新聞紙上でいろいろ党によってこうだこうだという話がありますね。それで特に心配なのは、ご存じのように市民投票がございましたね、2年前に。今もまたその話が当然のことながら出てるんですけども、そうした場合、両方同時に説明がないとこれだけでは判断できないというのは気にするところであるんですがね。新聞によりますと、これはまだ決まってるはないと思うんですけども、市・府の議員の賛成があった後、市民投票をやると、来年の何月ごろと。それが仮に決まればそれでマルだと、したがってその場合にはこの総合制度の方は何もできないというようなことに読めるんですね。そうしますと、これ幾らいい案を出していただいても、市民投票の方で政治的に決まればこれは全く無駄になるんですね。その辺が一番心配なんですね。政治的に総合……じゃなしに、2年前に行われたことがね、いいと思ってる人はそれでいいか知らないけども、その時に、1万票の差にしろ、やっぱりそういうのはなくなった訳ですね。だから、新聞紙上の言ってることを今ここで判断はしていただけないけど、その新聞に書かれてあることが事実であれば、非常に懸念、皆さんしてると思うんですよ。やっとなさ1万の差で決まったことがね。それと、最近の新聞によりますと、やはりその辺のことを危惧して、再び市民投票をやってということについては賛成が多い訳な

んですよ。だから、今、行政的なことで説明をされてますからその辺のことに触れられないのよく分かるんですが、その辺のことがもう少しクリアにならないと、制度だけ言っても、これは僕は余り、聞いたというだけでね、よく理解できました、だけどそれ以上の賛成は、決まらなければこれゼロなんですよ、だからその辺のことをもう少し、全体的に分かるというか、込めて話をしていただかないとちょっと。重々分かってます、ここでそういうことを言っただけではいかんということよう分かってます、ということを懸念してます。以上です。

(司会)

ありがとうございます。

(田中副首都推進局理事)

最初の方の質問と少しダブってくるところがございます。住民投票は特別区にしかかわってないので、本来は例えば総合区案と特別区案を示してこれでどちらか選ぶ住民投票ということなら非常に分かりやすいと思うんですけど、法のたてつけがそうになっておりません。ただ、ご心配のように、それじゃどう判断するんかということで、どちらかが先決まってもうたら次どうなんという最初のご質問と同じなんです。そこは今検討中ということで、まだどういった形で市民の方にご判断いただく、あるいは議会にどのタイミングで判断いただくかというのは検討中ということでご理解ください。

ほんで、きょうの説明会はあくまで、まずそういったことを理解するに当たっては、それぞれの制度をきちっと分かっていたいただかねばならないということで、まず総合区素案ができたのできょう説明会を開催したということですので、ちょっとその趣旨だけご理解いただきますようお願いします。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、右のブロックの車椅子席の手前の、はい。

(市民)

こんにちは。市岡元町から来ました〇〇と申します。ずっと説明会に出ているんです。だから、今、特別区の説明会してないという感じのニュアンスだったんですけど、松井知事も吉村市長も来て、この場所で、前回も私も出席して、出席されてる方もきょう来られてと思うんですね。だから、その時に、住民投票をやられて、やっぱり港区が大好きやし、みんなが分断されるのは嫌だという意見が多数をその時占めて発言が、それで終わってるんです。

きょう、まず何で、この総合区というのは国が言うてきた制度ですよ、国が進めようというふうに言ってきた制度で、また特別区と並んでやられる議論の中身ではなくて別の提案になってくると思うんですけど、なぜ同じような厚さで、市長や知事がきょう来られてないのかなというのも一つね、よそへ行かれた人にも伺ったんですけど、最初だけしか来てなかったというふうに聞いております。やっぱり地域住民の大変大切な問題ですから、

そういう自分たちと違う考え方であるということであっても、必ず出席をして生で声を聞くべきではないかというふうには一つ私思っております。

それと、きょう説明を伺った中で、最初の方に副首都の大阪という、先程女性の方も仰ってたんですけど、私、東京がいいと思ってないんですね、決して。NHKスペシャルなんかでもずっとやってたら、本当に孤独な高齢者が食べるものもないような、家賃も高い中で漂流してはるとか、多摩川でね、本当に住んでるとか、本当に何かもう、港区でも増えてきてすごく胸痛むんですけど、プルトップ集めたりペットボトル集めてね、本当に、孤独死、病院にかかれないとか、そういう貧困がすごく極限で格差社会になってるのが東京やというふうに思ってるんです。それに比べて、苦しいし低所得者かもしれんけど、低所得者だけじゃないけれど、港区とか大阪の人たちは人情がありますでしょ、みんなで助け合ってその我慢も限界ということで苦しい思いをしながらやってるという。まちづくりのあり方が、まず中小企業の人を大事にするとか、非正規雇用の人を少なくするとか、本当にそんなふうにしてまちが活性化していくふうにお金を使っていったらいいと思うんですけど、今、制度をいじることで大変な負担を住民に強いることにならないかということは大変心配をしているところなんです。新しい区長も来てくれたことやし、みんなで地域のことを、町内会の人でもみんなボランティアで一生懸命やってます地域ですしね、こういうよさを、港区のよさを生かしたような、そんなふうな経済政策とかをまず手をつけられた方が何か私はいいような、そんなふうに思っております。以上です。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは、引き続きご質問のある方。

よろしいですか。じゃ真ん中のブロックの、はい、今。ちょっとマイクをお持ちしますのでお待ちください。ご発言、座ったままでも結構です。

(市民)

すみません。素朴な質問なんですけども、この間、住民投票しましたね、また今度、何年か先に住民投票するのに何億というお金をかけてするのんと、ほんで、この総合区にすればそういう住民投票の費用は要らないんでしょうか。ほんで、総合区の区長さんは誰が選ぶんでしょうか。すみません。

(司会)

ありがとうございます。

(田中副首都推進局理事)

総合区につきましては住民投票という手続がありませんので、そのための費用という意味ではかかりません。総合区長につきましては法律で定め方が決まっております、あくまで人選は市長が決めます。この人が、例えば第一区でしたら第一区の区長にふさわしいであろうという形で決める。ただ、それを市会の方へ、第一区長には例えば〇〇さんを考えてますということで、市会にこれで同意いただけますかという議案出して、市会の方で、

同意案件というけど、同意いただければ区長になれるという形で、今の行政区長とはちょっとその辺が、議会の同意が要するという点で手続が違います。

（司会）

それでは、引き続きご質問のある方。

では、右のブロックのそちらの、後ろの青い服を着られてる、今ちょっと立ち上がり…
…。はい。

（市民）

総合区を何でするかというところの問題提起というか、今、人口減少とか長期の大阪の経済の低落傾向とかいうことを解決するために副首都だということですよね。けど我々が望んでるのは、もっと住みやすい大阪、国保料もどんどん上げるんじゃないに下げてほしいと思うんですよね。住みやすい大阪になることが経済的にも、また人口も増えていくのではないかなと。

今説明された総合区の、後ろの25ページでしたかね、そこでは人口がさらに減っていくような予測をしてますね。今説明された総合区になったら良くなるという前提でお話されてるんですけども、結局この資料でも、人口が減っていくと、それだけ住みにくい大阪、また港区になるということを、これみずから告白してるようなもんだと思います。そういう点では我々、何も別に副首都、首都でなくてもいいんですよ、住みやすいまち、安心して暮らせる、また保育所とか子育ても安心して子どもを育てられるということが必要だというふうに思ってます。よろしくお願いします。

（田中副首都推進局理事）

人口につきましては、あくまで何年とかの人口統計を見た時に将来こういうことになるということで、例えばそういうことが一つの危機感として、市長なんかも非常に超高齢少子社会になるということで、こういった危機感があって、こういう課題をどう解決するかということで、こういった制度論を検討すべき、今の現状、制度では解決が困難になるということで、新たな大都市制度を検討するという思想でこういった議論をしてるということだけちょっと説明させていただきます。そういったことで、仕組みを変えることによって政策の決め方が変わって、それが好循環に回って経済成長が拡大すれば人口の減少もとめられるんじゃないかという思想でやってるということだけ、ちょっとこの場では説明させていただきます。

（司会）

それでは引き続き。

じゃ、同じ右ブロックの、その背広を着られ……。はい、そちらの方。

（市民）

こんにちは。私の方からは、東京一極集中に対しての大阪の復権をかけてこういう仕組みを変えるということで、まず総合区の八つの区の区割りの仕方なんですけども、30万人

の人口をめどにということなのですが、例えば東京の場合、千代田区とか港区みたいな少ない小さなエリアで、効果というか、かなり経済的に発展してるエリアとか、東京の場合、人口は全部違うと思うんですよね。そういう区の特徴とか、いいところとかいろいろそういうのがあって。これ何で人口で一律区分けをしてるのがよく、そんな単純なものでいいのかなというのはします。例えば私、港区であれば、港区と西淀川区ってどういう関係があるのかなとか。西淀川区なんか西淀川と淀川と東淀川と淀川沿線で組んだ方が特徴的にはいいん違うかなとか、この辺がもう単純に30万人でくくってるというのがよく分からないのでお願いしたいなと。

（川平副首都推進局制度調整担当部長）

今、単純に人口問題でくくってるという話やったんですけども、先程ご説明させていただいたように、人口だけではない視点、今お話もありましたように、コミュニティの問題でありますとか商業集積の問題でありますとか、五つの視点とかを総合的に考えて区割りには考えさせていただいてるというものでございます。ただ、今仰っていただいたように、人口については、自治体の中の区ということの単位を考えますと、やっぱり人口というのはかなり一つの主要な要素というふうに行政の中では考えておりますので、人口で各区の間で格差が生じないようにしていくというのが一つ大事なポイントだというふうに我々としては考えて、五つの中でも重要なポイントとして一応考えさせていただいて、全体としては総合的な判断で八つの区割りを考えさせていただいたということになります。

（司会）

それでは、引き続きご質問のある方。

では、真ん中のブロックの後ろの方の赤い服を着られてる方。

（市民）

すみません。1点目は、前の都構想の住民投票の時に西成と大阪の中心街を合区して大阪全体で盛り上げていこうという話があったと思うんですが、今回の総合区の区割りではそれはいいのかというのと、この前、港区の区政会議に行ったんですけど、それでは何一つ全然何も決まらなかったの、総合区政会議とか、あと特別区の区議会とかやったらそういう何も決まらない港区の区政会議というのは問題が解消されるのかなという2点、お願いします。

（司会）

ありがとうございます。

（田中副首都推進局理事）

特区構想というのは行政で言うたのではなく一部の党において仰ったことですので、必ずしも行政的な形で表明したものではないので、この総合区の中にもそういった考え方はございません。

それから、総合区政会議というのは、どちらかを決定するというよりも、区民の方のい

ろんな意見を聞いて、総合区長がその意見を聞きながら施策に反映していくために開催してるというんか、設置してるものということでご理解いただきたいと思います。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方。

それでは、右のブロックのそのグレーの方ですかね、はい。

(市民)

たくさん意見ありますねんけど、限られた時間ですので一つだけ質問させていただきま
す。そもそも今回の説明会の趣旨がどうも分かりづらいです。最初は、特別区の説明じゃ
なしにきょうは総合区素案に対する説明やと言いもって、実は1ページ目の四角に囲んで
るところですけど、最終的には総合区・特別区のいずれの選択をするのかを住民の皆様
にご判断いただけるよう両案を取りまとめていきますと。きょうはそういう説明もあるか
と思うてましてんけどね。特別区を書いているところは5ページのちょっと端っこに書いて
るだけで、比較できるような書き方にしてないんです。いや、きょうは比較する話じゃ
ないんですよというのであれば、間違ったアナウンスはしない方がいいと思います。

それともう一つ、最終的には総合区・特別区のいずれかの制度を選択するとなっ
てますが、本当にそうなんですか、何もしないという選択が抜けてるんじゃないんで
しょうか。何か決め打ちで行政の方がやってるような印象を受けてしまいます。ち
ょっとお答え願います。

(田中副首都推進局理事)

すみません。最初に私が挨拶で申し上げましたように、きょうは別に制度を比較する
場所ではございません。あくまで総合区制度の素案ができましたので、それをきょう説
明させていただきますと。特別区については、今、特別区設置協議会で案を作成中
ですので、それはまだ案の作成中ですよという形で説明させていただいた通りです
ので、きょう二つの案を提示してどちらがどうですかというような場ではござい
ません。あくまで総合区素案ができたので説明した。ただ、今後のプロセスとして
はどうなんかなんかということがありますので、まず副首都をめざして総合区・
特別区のいずれかをめざそうという市長の考え方があって、いずれ両制度を比
較する形でというか、どちらをとるかを市民の方に選択いただくという
そういう大きな流れがあるので、まずそれはきちっと説明しないと分かりにくい
ということで、まずそこを説明させていただいた。その上で総合区とはどうい
うことですかということで、きょう説明させていただいたということござい
ます。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方。

(市民)

いや、まだもう一個抜けてるやないの。まだもう一つ……

(司会)

すみません。マイクを持たずにお話、ご発言は控えていただけますか。

(市民)

肝心の質問は答えてないですよ。総合区・特別区のいずれかの制度を選択するのかということ書いてますけど、何もしないという選択が抜けてるん違いますかと言うてますねん。この書きようで。

(田中副首都推進局理事)

それは一番最初と2番目の方のご質問で既にお答えしてるのかなと思ってあえて答えておりませんけど。

(市民)

いや、重複してるような件もありますけど、もう一度、すみません、答えていただきたいです。

(田中副首都推進局理事)

だから、最初に申しましたように、総合区は条例が議会で議決になったら前へ進んでいくと、特別区は協議会で協定書をつくってそれぞれの両議会でマルになって住民投票で、これがマルになれば特別区になりますと。あえて言うなら、それぞれがペケになったら新しい制度へ行かないということでご理解いただきたいと思います。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

では、右のブロックの最前列の方。

(市民)

すみません、15ページ見てもらってもいいでしょうか。この期待される効果に全て書かれてるんですけど、予算編成、条例提示案等は市長の権限と書いてますけど、これ総合区長と市長の権限を同じにしないと問題になるのと、権限というか、役職級が一緒なるとか、例えばリコール対象になる、あとは予算編成に一言申すことができるというか、その実行権を行使できる権限を持たないと、市長が結局は決めることなんで意味がないと思うんですけど、これは総合区長と市長の権限を、権限というか、決める立場を一緒にすることはできないのでしょうか。

(司会)

ご質問ありがとう……

(市民)

あともう一つなんですけど、区長、総合区長と副区長と同じ役割と、例えば各区ももう

一人何か幹部クラスの間人間を入れてここも一緒に同等の扱いをできる人間がいなければ、結局は市長の権限で何でもできることになると思うんですけど、それはどない解消できる方法、条例などをつくっているのでしょうか、それをお答えください。

（田中副首都推進局理事）

結論を先申し上げますと、できないというのが結論です。というのは、総合区というのは大阪市の中の内部機関にしかすぎませんので、市長を頂点とする下部組織という形で総合区長はありますので、これは法律上の話でありますので、そこはあくまで市長がヘッドにいてそこに下記の下部機関として。ただ、その時に、できるだけ下に権限を渡してこの人の判断でできることをしようという、いわゆる内部分掌というんですが、内部の権限移譲みたいなもので理解していただきたいと思います。

総合区長はリコールできないかというたら、これは法律で総合区長もリコールしようと思えばできるという形で、これは法律にきちっと担保がありますのでできると。総合区長はリコールできます。

予算についても、予算編成権というのはもう市長にしかございません。ただ、それではということで、総合区長に予算意見具申権ということで、予算を編成する時に意見を申し出ることができる意見具申権というのを法律でして、一定区長にも市長に対してそういった予算を言えるような仕組みを法律上担保してるということです。

それですので、総合区長と副区長も、総合区においては総合区長をヘッドに内部機関として副区長がありますので、その中で内部事務分掌として権限を移すということはあると思いますけど、こういう一つの組織体系の中で順位を決めて権限を移しながらやっていくというのが大きな制度としての仕組みになっております。

（司会）

それでは、申し訳ございませんが、時間が迫ってまいりましたので、あとお一人のご質問で最後にさせていただきたいと思いますので、挙手の方をお願いいたします。

それでは、右のブロックの一番後ろの黒い服の方。

（市民）

すみません、ちょっと子どもを抱っこしたままなので……

（司会）

もう着席のままで。

（市民）

座らせてもらって話しさせてもらいます。すみません。いろんな区の説明会に行かせてもらったんですけど、これはあくまでも、何かいろんなことごまかされてるなと思いながら聞いているんですね。

一つは、二重行政とか副首都とかいろいろ言うてますけど、これ大阪市の組織のあり方の話ですよ。二重行政がどうこうということよりも、僕が一番無駄だなと思うのが、縦

割り組織が一番無駄じゃないかなと思ってるんです。例えばふだんから行政の方といろいろお仕事させてもらって、いろんな局が縦で割れてて連携ができないとかいろいろ言われてまして、地域の課題とか区の課題がいろいろあったとしても話が進まないんですね。それを組織の方々が、うちは縦割りやからというようなことを簡単に言うてる組織の人々が、大きな区の編成になったところで変わるんだろうかなというのが心配なところなんです。大きなまとまりの中でやれば変わるのかもしれませんが、ただ根深くそういうのが残ったままで形を変えても何も変化しないんじゃないのかなと、その辺を強い意識を持って変えるつもりがあるのかなと。どこ行っても、ここ10年以上、行政の方とお仕事させてもらってますけど、10年前と言う言い訳が全然変わらないんですね。それが形を変えたら変わるのかというのは非常にお聞きしたいなと。

（田中副首都推進局理事）

縦割り組織のとは、どうしても今局がそれぞれの事務を所管して局でやってるという部分がありますので、今回の総合区の思想は、一部局が持つる権能を、A局ならA局の一部の事務を区に移す、B局ならB局の事務を移した時に、そこで区にできるだけ事務を移せば横の連携がとりやすくなるであろうという思想は持ってやっております。それがどこまで解決するかというのは、まだちょっと今すぐ、すぐ解決できますというのは無責任になりますけど、ただ、局が持つる権能をできるだけ区に集めることによって区長が横の連携をとりやすくなるのではないかという制度でつくっているところです。

最初の大阪市内部の組織問題ではないのかという点につきましては、ちょっとこれは少し考え方が違うかもしれませんが、何遍も繰り返してますけど、大阪の現状を踏まえ副首都をめざしてこの危機を打開しようという形で、広域機能の強化、基礎自治機能の強化を図っていかなあかんという市長の認識が出て、そういう機能を変えるには行政組織を、あるいは行政の枠組みを変えなあかんのではないかと、そういう組織制度、制度面の変更もしていかなければそういう機能しないのじゃないかということで、今の現行法制度で可能な総合区・特別区を検討しようということになっておりますんで、そういった大きな流れの中で総合区・特別区が出てきているということだけご理解いただければと思います。

（司会）

それでは、時間に限りがございますので申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりまして、お知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。いただいたご質問等につきましては、後日、集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございます。

ました。

それでは、お忘れ物のないように座席周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。